

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 3 0 年 3 月 2 3 日 (金 曜 日)		開 議	午 後 1 時 5 1 分
			閉 議	午 後 2 時 3 7 分
出 席 委 員	◎ 福 井 ○ 平 本 小 川 田 中 齊 藤 藤 本 木 曾 西 口 < 湊 議 長 > < 小 松 副 議 長 >			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	片 岡 事 務 局 長、山 内 次 長、船 越 副 課 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、池 永 主 任			
傍 聴	可	市 民 1 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 0 名 (-)

会 議 の 概 要

1 3 : 5 1

[福 井 委 員 長 開 議]

1 追 加 議 案 に つ い て (人 事 議 案)

[事 務 局 長 説 明]

2 3 月 定 例 会 閉 会 日 (3 月 2 6 日) 日 程 等 に つ い て

(1) 会 議 順 序

(2) 議 事 日 程

[事 務 局 長 説 明]

< 福 井 委 員 長 >

議 事 日 程 等 は こ の 通 り と す る が よ い か。

— 全 員 了 —

(3) 人 事 議 案

(4) 議 第 1 号 議 案 か ら 議 第 4 号 議 案 (通 年 議 会)

(5) 議 第 5 号 議 案 (部 設 置 条 例 改 正 に 伴 う も の)

[事 務 局 長 説 明]

< 福 井 委 員 長 >

議 第 1 号 議 案 か ら 議 第 4 号 議 案 に つ い て は、議 会 運 営 委 員 会 で 議 論 し た 内 容 で も あ り、発 議 者 は 議 会 運 営 委 員 長 と す る こ と で よ い か。

— 全 員 了 —

< 福 井 委 員 長 >

議 第 5 号 議 案 に つ い て も、発 議 者 は 議 会 運 営 委 員 会 の 委 員 長 と す る こ と で よ い か。

— 全 員 了 —

(6) 意 見 書 案

[事 務 局 長 説 明]

< 木 曾 委 員 >

提案される意見書についての経過等を説明いただきたい。

<藤本委員>

まず、「洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書(案)」については、全国的に集中豪雨により河川災害が起きている。市議会においても、河川等の改修について様々な意見がある。都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の自治体の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情である。国の管理河川については、洪水等の際に国において迅速に対応できるが、都道府県等管理分は予算がつきにくいので、全国的に改修が進んでいない。そこで1点目に、河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。2点目に、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。3点目に「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、おおむね3カ年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討することを要望する内容である。次に、「所有者不明の土地利用を求める意見書(案)」については、平成28年度の地籍調査において、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は約20%に上り、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する所有者不明土地が発生すると予想されている。そこで1点目に、所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。2点目に、土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。3点目に、合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。4点目に、所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。5点目に、収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること、を要望するものである。ご賛同いただきたい。

<木曾委員>

京都府下の状況はどうか。

<藤本委員>

全国一律の内容であり、京都府下並びに全国で一斉に提出される見込みである。

<福井委員長>

各会派の意見を聞きたい。

<西口委員>

賛同できる。

<木曾委員>

賛同できる。

<田中委員>

両案とも発議者にはならない。

<福井委員長>

発議者についてはどのようにするか意見を聞きたい。

<木曾委員>

賛同する3会派の幹事長でどうか。

<福井委員長>

賛同する3会派の幹事長とすることでよいか。

—了—

(7) 決議案

[事務局長 説明]

<木曾委員>

一度会派に持ち帰り検討したいと考える。時間的にはどうか。

<事務局長>

発議者は本日中に決定いただきたい。

<福井委員長>

賛同される会派があるか確認したい。

<田中委員>

会派に持ち帰り検討したい。

<藤本委員>

監査を求める事項に「公の施設」と記載されているが、これはすべての公の施設に対する監査であるのか。それとも、特定の施設に対する監査なのか。

<事務局長>

管理運営を委託している施設全般であると考えている。

<福井委員長>

一度会派に持ち帰り検討することとする。発議者になる議員名は、あらかじめ事務局に報告いただきたい。2人以上の発議者がいないと、決議案として成立しないものである。

(8) 討論通告期限

(9) 議員の派遣

[事務局長 説明]

3 6月議会の日程（案）について

[事務局長 説明]

4 わがまちトーク（自治会版）での意見対応について

[事務局長 説明]

<福井委員長>

参考とすることでよいか。

—全員了—

5 議会運営委員会視察日程について

[事務局長 説明]

6 その他

○次回の議会運営委員会

[事務局長 説明]

<休憩 14:21～14:35>

2 3月定例会閉会日（3月26日）日程等について

(7)決議案

<福井委員長>

発議者の件について各会派の意見を聞きたい。

<齊藤委員>

この件については長い歴史があり、現在のところ理事者が整理している。それを待つこととしたいので、発議者にはならない。

<木曾委員>

発議者にはならない。

<田中委員>

発議者になる。

<藤本委員>

発議者にはならない。

<福井委員長>

これにより2人以上の発議者がいることになる。

<事務局長>

発議者としては、酒井議員と田中議員でよいか。

<福井委員長>

そのように確認した。

14:37